

令和6年度 印西市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金

市全域で耐震診断費、耐震改修設計費及び耐震改修工事費の補助を行っています！

住宅・建築物の耐震診断、改修費用等を支援します。

現在ある建物の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）の原形は、昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機として整備され、昭和56年6月から施行されました。以降、大地震による災害を教訓として度々改正が行われてきています。

新耐震基準は、大地震が発生した場合であっても、人命に影響を及ぼすような建物の倒壊を防ぐことを目指していますが、古い基準で建てられた建物は、様々な改正が行われる前の基準で設計されていることから、大地震が発生した場合の建物の安全性について現在の技術水準で評価（耐震診断）し、その結果に応じて補強（耐震改修）することが必要となります。

市では、「印西市耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震診断・改修等を行う場合にその費用の一部として補助金を交付します。

（1）補助の対象となる建物・事業

印西市では、市内の既存建築物の耐震性向上を図るために、市全域に建つ住宅・建築物に対し耐震診断費、耐震改修設計費及び耐震改修工事費の補助を実施します。

補助事業一覧表を目安に予算の範囲内において、建物が倒壊する危険があつて緊急性の高いもの、周囲への影響が大きいもの、その他市が定める条件に適合するものについて補助金を交付します。

また災害時に通行確保が重要となる市内の緊急輸送道路※については、その沿線に建ち、万一倒壊した際に道路を閉塞させる恐れのある建物を優遇して補助します。

なお、補助の対象と認められる「耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事」には補助の対象範囲や補助対象金額に上限があります。詳細につきましては建築指導課住宅係までお問い合わせください。

※ 印西市地域防災計画に指定されている道路（国道、県道及び一部の市道等）

（2）補助の対象となる方

建物の補助対象事業をしようとしている所有者（マンションなどの共有部分については、区分所有者の団体の管理者または管理組合法人）で、「補助対象者かどうかの事前チェックリスト」に合致した方を対象とします。

※耐震診断・耐震設計及び耐震改修工事の契約後では、補助金の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

（3）耐震診断や改修工事などの業者依頼について

耐震診断や改修工事の設計は、建築士事務所に所属する建物の規模・構造・用途に対応する資格を持つ建築士に依頼する必要があります。耐震改修工事は、耐震改修設計に基づき工事監理のできる施工業者に依頼してください。

また「耐震改修設計費」と「耐震改修工事費」の補助につきましては、同時に「リフォーム」等を行う場合には、補助対象の「耐震改修工事範囲」と、補助対象外の「リフォーム工事範囲」に分けた見積りが必要です。

(4) 補助率及び補助金の上限額

消費税込み、千円未満切り捨て(単位:円)。						
住宅・建築物	補助対象事業		補助対象事業費の上限額		補助率	補助金の上限額
	立地	事業の種類	m ² 当たり	1棟当たり		
一戸建ての住宅	市全域	1 耐震診断		100,000	2/3以内	66,000
		2 簡易診断		30,000		20,000
		3 耐震改修		434,000		217,000
	沿道	4 耐震診断	*2,000	200,000	2/3以内	133,000
		5 簡易診断		30,000		20,000
		6 耐震改修		532,000		266,000
長屋・共同住宅	市全域	7 耐震診断	*2,000	200,000	2/3以内	133,000
		8 耐震改修設計		100,000		66,000
		9 耐震改修工事		900,000		207,000
	沿道	10 耐震診断	*2,000	400,000	2/3以内	266,000
		11 耐震改修設計		100,000		66,000
		12 耐震改修工事		450,000		300,000
建築物	市全域	13 耐震診断	*2,000	400,000	2/3以内	266,000
		14 耐震改修設計		200,000		133,000
		15 耐震改修工事		1,300,000		299,000
	沿道	16 耐震診断	*2,000	800,000	2/3以内	533,000
		17 耐震改修設計		200,000		133,000
		18 耐震改修工事		600,000		400,000

【備考】

- 「沿道」の住宅・建築物は、印西市地域防災計画で定める緊急輸送道路にその敷地が接する住宅・建築物のうち、地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行又は利用を妨げ、多数の者の円滑な避難又は消火活動を困難とするおそれがある場合に対象となります。
- 「簡易診断」は現地調査を行わないものとします。
- 「耐震診断」においてm²単価の記載のあるものは、延床面積にm²単価を乗じた額(※印)、又は1棟当たり費用上限のうち、低い方の額を補助対象事業費とします。
- 「耐震改修」とは、耐震改修設計、工事監理及び耐震改修工事のいずれも行うことをいいます。

(5) 注意事項

補助申請を行われる前に補助の対象となるかご確認下さい。令和6年11月29日(金)までに申請し、令和7年2月28日(金)までに完了する事業が対象です。また、各申請額の合計が予算額を超えた場合、本年度の補助金の交付は終了となります。※耐震改修設計費、耐震改修工事費(耐震補強費)は補助の対象となる工事費と対象外工事費に分けられます。積算の際に分けて計上して頂きますので、ご注意下さい。なお、詳細は下記へお問合せ下さい。

～ご注意！！～

事業を実施する前に、必ず交付申請の手続きを行って下さい。
交付決定前に事業を実施してしまうと、補助の対象となりません。
まずは市へご相談ください。

～問い合わせ先～

〒270-1396
千葉県印西市大森2364番地2
印西市都市建設部建築指導課 住宅係
TEL 0476-33-4657
FAX 0476-42-6200
メール kentikusidouka@city.inzai.chiba.jp
ホームページ http://www.city.inzai.lg.jp

補助金交付の手続きについて

- 1 お客様(建物所有者等)から建築士へ相談
 - 耐震診断・工事が必要な建物かどうか、工事が可能な建物かどうか
 - 建物規模・工事内容から、建築士資格が適しているか
 - 建築確認申請等が必要かどうか
 - 次ページの事前チェックリストによる補助対象になるかどうか
- 2 建築士から建築指導課へ補助金申請について相談
 - 事前チェックリストの結果を説明
 - 補助対象になるかどうか、また本年度の補助件数に余裕があるかを確認
 - 必要な手続きについて詳細を打合せ
 - ◆ 必要な添付書類は整うか
 - ◆ 建築確認申請等の状況はどうか
 - ◆ 既存不適合建築物の確認方法について
- 3 交付申請（要綱第6条）
 - 必要な書類は整っているか
 - 止むを得ない事情により事業を取りやめる場合は取りやめ届出書を提出（要綱第8条）
 - 当該年度の申請期日は11月29日（金）
- 4 交付決定後、補助対象事業の契約を行い事業に着手
 - 変更等が生じた場合、当該部分の着手前に変更承認申請書を提出（要綱第8条）
 - 止むを得ない事情により事業を取りやめる場合は取りやめ届出書を提出（要綱第8条）
- 5 事業完了後、速やかに完了報告書を提出（要綱第10条）
 - 当該年度の提出期限は2月28日（金）
- 6 補助金の請求（要綱第12条）

耐震改修設計及び耐震改修工事については、「補強工事」部分と補助対象外である「その他工事部分」を区分した図面、見積書・請求書等が必要です。

← 補助金の交付決定通知

← 補助金の額の確定通知

← 補助金の振込

申請書等資料の入手方法

申請書等様式については、市役所の建築指導課で受け取るか、市のホームページからダウンロードしてください。

市ホームページのトップページ>検索用の入力部分に「耐震改修」と入力し検索>検索結果のページに「印西市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金」があります。



二次元バーコードを
読み取ってください。

◆◇ 事前チェックリスト ◇◆

補助対象者かどうかの事前チェックリスト 該当する項目全て

- 対象となる建物の所有者又は居住者か。
- 補助対象事業実施後、相当期間にわたり当該建物に居住・使用するか。
- 耐震診断の結果、耐震改修もしくは除却が必要となった場合や、法に反する部分があった場合は、速やかに必要な措置をとることを約束できるか。(除却費用・違反是正費用は補助対象外)
- 耐震改修設計については、早期に耐震改修工事を実施することを約束できるか。
- 本人・世帯員の市税(市民税・資産税・都市計画税)に滞納はないか。

補助対象住宅・建築物かどうかの事前チェックリスト 該当する項目全て

- 国土交通省住宅局監修「誰でもできるわが家の耐震診断」で判定結果が9点未満になるか。
- 築後10年以上経過しているか。(※10年以上たっている必要あり)
- 建築基準関係規定に適合しているか既存不適格建築物である、もしくは耐震改修工事を行うことにより現行法に適合させられるものか。
- 耐震改修設計・耐震改修工事については、耐震改修工事範囲とその他対象外工事範囲に分かれた設計、見積もりとなっているか。
- 主要構造部・構造耐力上主要な部分については、建築基準法の旧第38条の規定による型式認定その他これに類する構造でないものか。
- 耐震改修設計・耐震改修工事の場合、木造は構造耐震指標Iw値が1未満、鉄骨造・RC造、SRC造の場合はIS値が0.6未満もしくは各階の保有水平耐力に係る指標qが1未満となっているか。もしくはこれと同等程度の内容か。(平成18年国土交通省告示第184号)
- 耐震改修工事(または耐震補強)を行う場合は、Iw値が1以上、Is値が0.6以上かつqが1以上、もしくはこれと同等程度となる見込みがあるか。

補助対象となる耐震診断の事前チェックリスト 該当する項目いずれか

【木造の場合】

- 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修)に基づき建築士が行う「一般診断法」「精密診断法」による診断方法か。
- 平成18年国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による診断方法か。

※一戸建て住宅の簡易診断は、現地調査を省略可

【鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の場合】

- 平成18年国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による診断方法か。

補助対象となる耐震改修設計の事前チェックリスト

- 設計は建築基準関係規定に適合した内容になるか。
- 設計は「補強工事」部分と、その他工事部分に分かれた契約、あるいは判別可能か。
※建築確認を要する規模の場合は、完了報告書に建築確認済証写しが必要

補助対象となる補助対象工事のチェックリスト

- 必要な資格を有する建築士が作成し、建築基準法に基づく確認済証が発行された耐震改修設計、もしくは建築士による建築基準関係規定を満足する耐震改修設計図書があるか。
- 工事は「補強工事部分」と、その他工事部分に分かれた契約、あるいは判別可能か。